

旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第26条第4項に基づき県本部役員、書記及び組合員に対する旅費の支給について定める。

(旅費)

第2条 旅費は次の区分による。

- (1) 普通旅費
 - (2) 動員旅費
 - (3) 帰赴任旅費
 - (4) 外国旅費
- (普通旅費)

第3条 普通旅費は交通費、日当、宿泊料、食事料の4種類とする。

(1) 交通費

- ① 汽車賃
- ② 急行料（県内分は該当しない）
片道20キロ以上を旅行する場合は支給する。
- ③ 特別急行料及び座席指定料
片道100キロ以上（ただし県外の場合は片道50キロ）を旅行する場合は、特別急行料金および座席指定料金を支給する。新幹線利用の場合も同様とする。ただし、県内においては、片道100キロ未満であっても、専従役職員が用務の都合でやむを得ない場合は、中央執行委員長の判断で、自由席特急料を支給する。新幹線の場合も同様とする。

④ 船賃

船賃の額は一等実費とする。また、座席指定料金を徴収する船舶を運行する航路によるときは、座席指定料金を支給する。

⑤ 航空料

旅客運賃を支給する。

⑥ 車賃

車賃の額は1キロ37円とする。

⑦ 県外交通費

1日につき1,000円支給する。

⑧ 高速料

特に必要と認められた場合は、実費を支給する。

(2) 日当

- ① 2,600円とする。

ただし、県内日当は1,300円とする。なお、県本部専従役職員は、1日の路程100キロ以上の場合に支給する。

また、出張より早朝出発および夜間帰宅のときは、加算日当1,300円を支給する。

(3) 宿泊料

甲 13,100円、乙 11,800円とする。

- ① 上部又は他団体の主催する会議などに出席して宿泊する場合若しくは特別の事情により宿泊料が前項の規程を超えるときは実費の支給をすることができる。
- ② 講習、長期出張、オルグ等において中央執行委員会の決定により、この規程にかかわらず日当又は宿泊料を実費で支給することができる。
- ③ 県外出張の場合で、中央執行委員会が認める場合は、前泊および後泊を支給することができる。

(4) 日当、宿泊料の追加支給

廃止する。

(5) 食事料

食事料は2,000円とする。

宿泊施設指定で夕食がつかない場合に支給する。ただし、宿泊料で賄える場合は、支給しない。

(県内動員旅費)

第4条 動員旅費は交通費及び日当とする。ただし中央執行委員会が特に必要と認めるときは、宿泊料の一部又は全額を支給することができる。

2 動員者の交通費は、動員者の所属する単組所在地を基点として、規程第3条第1項の6（車賃）を準用し支給する。ただし日当は1日につき1,000円とし、駐車場の確保ができない場合は、駐車料も支給することができる。

3 動員参加者の確認は、その都度提出された動員票に基づき県本部が行う。

(帰赴任旅費)

第5条 専従役員が帰赴任する場合の旅費は県職員に準じる。

(外国旅費)

第6条 外国旅費の日当は5,200円とする。

ただし、航空機の移動で機内泊がある場合は、帰りの最後の日の日当は国内日当とする。

附 則

第7条 弁護士、公認会計士、自治研究助言者等に対する旅費の支給については県本部に準ずる。なお、報酬については中央執行委員長が定める。

第8条 この規程に定めのない事項については、中央執行委員会がこれを定める。

第9条 この規程の改廃は、大会又は中央委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、1958年8月1日より実施する。
- 2 この規程は、1960年9月25日に改正し、同年7月3日にさかのぼり適用する。
- 3 この規程改正は、1961年1月1日より施行する。
- 4 この規程改正は、1973年2月1日より施行する。
- 5 この規程改正は、1973年10月1日より施行する。
- 6 この規程は、1968年9月8日に改正し、同日より実施する。
- 7 この規程は、1970年10月18日に改正し、同年10月1日に遡及実施する。
- 8 この規程は、1973年10月7日に改正し、同年10月1日に遡及実施する。
- 9 この規程は、1974年10月12日より適用する。
- 10 この規程は、1975年7月30日に改正し、同年8月1日より実施する。(5条3項)
- 11 この規程は、1981年10月3日より施行する。
- 12 この規程は、1985年8月1日より施行する。
- 13 この規程は、1987年10月23日に改正し、11月1日より施行する。
- 14 この規程は、1988年10月15日に改正し、11月1日より施行する。
- 15 この規程は、2005年10月6日に改正し、2006年1月1日より施行する。
- 16 この規約は、2007年2月15日に改正し、2007年4月1日より施行する。